

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人末福社会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第15条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 2 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- 4 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の代価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- 5 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の代価として、定款第8条及び第15条に定めるとおり、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3 非常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 4 評議員の報酬は無報酬とする。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員及び非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1のとおりとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、支給しない。

- 2 評議員に対する報酬の額は別表第2のとおりとする。
- 3 前各号における報酬の額は、定款第8条及び15条のとおり、限度額以内とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務の遂行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員が理事長の指示又は理事会の委任を受けて下記の法人業務を行う場合、別表第3のとおり交通費を支給する。ただし、本人の申し出により支給しないこともできる。

- (1) 理事会及び評議員会の出席
- (2) 監事は、行政指導監査の立ちあい、運営状況の指導、監査の業務

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1

区 分	報 酬
常勤の役員	日額 2,000 円
非常勤の役員	日額 2,000 円

別表第2

区 分	報 酬
評議員	日額 2,000 円

別表第3

区 分	交 通 費
自家用車	10km以内 300円
	10kmを超える場合は、1km毎に 30円 加算する。
公共交通機関	実費

※ 自家用車の交通費は、自宅から用務地までの往復距離により支給する。